2014.1.10 埼玉版　No.203号
（毎月10日発行）昭和58年3月10日第三種郵便物認可
年間購読料3000円（送料込）（全国版1800円・埼玉版1200円）

革新懇の3つの共同目標
①日本の経済を国民本位に転換し、暮らしが豊かになる日本をめざします。
②日本国憲法を生かし、自由と人権、民主主義が発展する日本をめざします。
③日米安保条約をなくし、非核・非同盟・中立の平和な日本をめざします。

埼玉革新懇ニュース

全国革新懇ニュース
発行所：平和・民主・革新の日本をめざす全国の会
発行人：乾友行
〒160-0004 東京都新宿区四谷3-3 三橋ビル5F
☎03（3357）5515　FAX03（5363）3965　振替00170-5-20213

埼玉革新懇ニュース
発　行：平和・民主・革新の日本をめざす埼玉の会
発行責任者：富樫練三
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-3-10 黒澤ビル2D
☎048（814）1911　FAX048（814）1912　振替00150-8-89049

秘密保護法廃止・労働相談でがんばる弁護士

Interview インタビュー

谷川（たにかわ）　生子（せいこ）さん

女性のきびしい労働環境改善は急務

秘密保護法「廃止」の年に

「秘密保護法」廃止をはじめ、毎日いそがしく活躍する若手女性弁護士さんに事務所でお話をうかがいました。謙虚でやさしい、しかし内に秘める正義感と人権を守る気持ちが良く伝わってきました。（聞き手：生田功子。富樫練三、写真撮影：今井裕子）

中身も手続きもメチャクチャな秘密保護法

「秘密保護法」は、弁護士会でも自由法曹団でもパレードや街頭宣伝をして廃案に向けて動きましたが、残念ながら成立してしまいました。いまは廃止にするためのとりくみについて議論していますが、中身も手続きもメチャクチャだというのが正直な感想です。強行採決の2日前、大宮で公聴会がひらかれました。開催は前日に決まり、野党推薦で弁護士が公述人となりましたが、これも前日の夜10時ごろ決まりました。開催の仕方には腹が立ちますが、公述内容が報道されたことは良かったと思います。

秘密保護法は、なにが秘密がなのかも秘密なので、仮に秘密漏洩で罪に問われても、どの情報にアクセスしたのがいけなかったのかわからないまま処罰される可能性があります。本当に恐ろしい法律です。

さらに秘密保護法の次は「国家安全保障基本法」です。この法律は、集団的自衛権の行使を認めるものです。たとえば日本が直接攻撃されていなくても、米国が攻撃されていたら日本も米国と一緒に武器を取ってたたかうというのが集団的自衛権の行使で、憲法を改正しないとできないことです。でも明文改憲はすぐにはできないのでまずは法律で、ということです。この法律で集団的自衛権行使が認められ、なし崩し的に憲法9条の改正の方向に向かう危険があります。なんとしても阻止する必要があると思います。

まだまだきびしい女性の労働環境

労働弁護団で「労働ホットライン」というのをやっておりまして、週に3回、1日3時間、弁護士が交代で無料相談を受けています。

男性の労働環境もきびしいですが、女性は出産・育児の関係でどうしても制約があります。そのせいでよりきびしい環境にさらされています。

先日、シングルマザーの方から、夜勤を拒んだために職場でいやがらせを受けているという相談がありました。

夜、子どもを預けられるような親族がおらず、夜勤をすると夜中に子ども1人を家に残すことになるため、夜勤を拒みつづけていたところ、上司からも夜勤のしわ寄せが行く同僚からもいやがらせを受けるようになった。なんとか夜勤のない部署に配転してくださいとお願いしても聞き入れられず、しまいには露骨に辞めてほしいという態度をとられるようになったというものです。

実は彼女のように自分の要望を伝えられる人は少ないかもしれません。肩身のせまい思いをして、無理をしながら働いている女性は多いと思います。

貧困の連鎖が深刻

女性の社会進出が進んだと言われます。たしかにパートタイムやフレックスタイムなど、働き方は多様になったかもしれません。ですが、日本は残念ながらパートの女性に役職を与えたり、責任のある仕事をまかせるようにはなっていません。

母親になっても、社会的にやりがいのある仕事をしたいと望む女性、しかも優秀な女性は多くいます。そうした女性にとって、いまの状況はまだまだきびしいものだと思います。

子育てと仕事を両立させるには、フルタイムでは働けない。責任のある仕事はまかされず、役職手当もつかず、賃金は低いまま。夫と共働きならばなんとか生活できているという女性にとっては、いまの労働環境は生活困窮に直結します。

偏見につながるといけませんが、生活困窮世帯の子どもが満足な教育を受けられない場合は多く、親から子への貧困の連鎖も指摘されています。貧困が、子どもから可能性を奪っている点がいちばんの問題だと思います。

憲法学習にもうかがいます　今年もよろしくお願いします

弁護士の中で女性の割合は増えていますが、まだ男性の半分にはなっていません。2割ぐらいでしょうか。

家事事件、特に離婚相談などの場合、女性は女性弁護士に相談したいという要望はけっこうあります。そういう意味でも、女性が活躍する場はたくさんあると思います。

今年は秘密保護法を「廃止」にする年にしなければと思います。弁護士会をあげてのとりくみになると思いますので、私もできる限り協力するつもりです。昨年、廃案に向けてビラ配りなどやりましたが、反響は少なくないと感じました。埼玉総合法律事務所としても、ビラ配りや街頭宣伝など、なるべく具体的に声をあげようと話しています。

昨年、自由法曹団を経由して150件ほどの憲法学習会に弁護士が派遣されました。

今年は埼玉弁護士会でも、弁護士による憲法出前講義がはじまりますので、よろしくお願いいたします。

たにかわ　せいこさん　プロフィール
2007年弁護士登録。同年、埼玉総合法律事務所に入所。同所において一般民事・家事・労働・刑事事件等にとりくむ傍ら、自由法曹団、日本労働弁護団員として活動。埼玉弁護士会憲法改正対策本部、貧困問題対策本部に所属。